

(様式第1号)

令和元年度 第2回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和元年8月7日(水) 10:00~正午
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	会 長 寺見 陽子 副 会 長 西村 真実 委 員 西尾 裕子 委 員 豊原 五月 委 員 高橋 弘美 委 員 極楽地 愛子 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 江守 易世 委 員 武田 義勇貴 委 員 岡本 知代 委 員 田部 利依子 委 員 北尾 文孝 委 員 三井 幸裕 欠席委員 吉田 紋子 欠席委員 武田 淳 欠席委員 半田 ひとみ 欠席委員 中田 伊都子 欠席委員 横山 宗助 事務局 こども・健康部子育て推進課長 廣瀬 香 こども・健康部子育て推進課政策係長 高松 靖子 こども・健康部子育て推進課政策係主事補 井上 真由美 関係課 こども・健康部主幹(子育て施設担当課長) 長岡 良徳 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 細井 洋海 管理部管理課長 山川 範 学校教育部学校教育指導担当課長 濱田 理 学校教育部主幹(学校教育指導担当課長) 澁谷 倫子 社会教育部青少年育成課長 近田 真 こども健康部子育て推進課施設運営係長 中村 達也 こども健康部子育て推進課入所係長 佐々木 晋平

	こども健康部子育て推進課保育係長	池永 直子
	こども・健康部子育て推進課施設整備係長	田中 孝之
	こども・健康部健康課主査（子育て世代包括支援担当）	田中 佐代子
	学校教育部学校教育課主査（幼稚園教育担当）	上埜 吉美
	社会教育部青少年育成課係長青少年育成係長	山崎 元輝
	こども・健康部子育て推進課施設整備係主事	藤田 翔子
事務局	こども・健康部子育て推進課	
会議の公開	公開	
傍聴者数	3人	

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 子ども・子育て支援事業計画30年度実績報告及び4年間総括（協議）
- (2) 第2期計画の骨子案について（協議）
- (3) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 第4章 子ども・子育て支援施策の実績
- 資料2 地域子ども・子育て支援事業 評価基準表
- 資料3-1 第4章 重点事業実績評価
- 資料3-2 第4章 重点事業総括評価
- 資料4-1 教育・保育の評価基準，平成30年度の教育・保育の提供体制の確保の内容
- 資料4-2 第5章 地域子ども・子育て支援事業実績評価
- 資料4-3 第5章 地域子ども・子育て支援事業総括評価
- 資料5-1 第2期 子育て未来応援プラン「あしや」の第1章スキーム（案）
- 資料5-2 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状
- 資料5-3 第2期 子育て未来応援プラン「あしや」の第3章スキーム「基本理念・基本的な視点・基本目標（案）」
- 資料6-1 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方
- 資料6-2 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方
- 資料6-3 第2期計画 人口推計値
- 資料6-4 第2期計画 教育・保育の量の見込みについて
- 資料6-5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 会議運営上の説明

(事務局井上) 芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。この会議における内容や委員名も公開が原則であり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思っております。また、発言の際には挙手いただき、会長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いします。

本日は委員19名の内、14名が出席ですので、この会議は成立しております。会議の公開の件について、承認させていただきたいと思っておりますが、会長いかがでしょうか。

(寺見会長) 委員の皆様、会議の公開を公開する件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(寺見会長) 傍聴についてもよろしいですか。

【全員異議なし】

【傍聴者入室】

(寺見会長) 事務局から本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より資料確認】

(事務局廣瀬) では、次第の次にあります「第2回目のテーマと目的」をご覧ください。第1回会議で委員からご意見をいただき、本日の会議の、議題と目的、流れについてまとめております。

本日は大きく2つテーマがあり、1つ目は、「子ども・子育て支援事業計画30年度実績報告及び4年間の総括についてです。現在実施している各事業について、平成30年度の単年度の評価と平成27年度からの4年間の総括評価について報告しご意見をいただきます。評価については確定をしていただく必要があります。

2つ目は、第2期計画の骨子案についてです。まず(1)の第1章、第3章のスキームを説明しご意見をいただきます。第3章のスキームについては本日の会議で確定をしていただき、第2章については、統計資料や子育て関連事業の実施状況のため説明は省略させていただきます。次に(2)の第5章について①から⑤の説明を行い、ご意見をいただきます。①については本日の会議で確定させていただきます。④、⑤については今回「量の見込み(ニーズ量)」のみお示しします。ボリュームが多くなっておりますが、時間内に終了出来ますようご協力をお願い

いたします。

<内容1>

(1) 子ども・子育て支援事業計画30年度実績報告及び4年間総括（協議）

（寺見会長） では、次第の1「子ども・子育て支援事業計画30年度実績報告及び4年間総括」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局井上） 事務局の井上です。まず、資料1から資料3-2についてご説明いたします。時間は5分程度を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

実績報告に入る前に、平成27年度の会議において決定した計画の進行管理について、簡単にご説明します。計画書の40ページに「計画の体系」がございますのでご覧ください。「みんなで育てる芦屋っ子」という基本理念があり、基本的な視点が4つ、その下に基本目標が4つ、その下に施策の方向が13あるという構成です。

計画書41ページ以降の第4章は子ども・子育て支援施策の推進方策で、事業としては83事業あり、施策の方向ごとに各所管課の取組を確認します。

資料1「第4章 子ども・子育て支援施策の実績」をご覧ください。こちらは各事業の所管課からの実績報告をまとめておりますが、本日は時間の関係で説明は割愛いたしますので、各自ご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に資料2「地域子ども・子育て支援事業 評価基準表」と資料3-1「第4章 重点事業実績評価」、資料3-2「第4章 重点事業4年間総括」をご用意ください。まず資料2は、平成27年度に決めた評価基準です。評価基準表の上段、第4章部分をご覧ください。A評価は平成31年度の目標を達成している場合、B評価は目標が未達成であっても目標に対して推進があった場合、C評価は目標も未達成で現状維持、或いは事業が後退した場合などの評価です。そして、子ども・子育て会議の委員の皆様からのご意見を踏まえ、昨年度から、事業所管課に従来のA、B、C評価と実績報告に加え、事業の「量的観点」と「質的観点」からの検証・分析の報告を求め、まとめたものが資料3-1です。

さらに、この計画は今年度が最終年度ですが、令和2年度以降の第2期計画の策定に当たり、重点事業について平成27年度から平成30年度までの4年間の総括評価を行い、各事業の検証・分析をまとめたものを資料3-2にお示ししています。本日は時間の都合上、平成30年度実績である資料3-1と、4年間の総括評価である資料3-2を併せて主に昨年度と変化があった事業を抜粋してご報告します。

改めて資料3-1をご覧ください。こちらは平成30年度の6つの重点事業について、市としての評価を記載し、検証と分析を行っておりますが、後の協議において皆様に評価を確定いただきます。昨年度から評価が変わっている事業は、1ページ目の2つの事業です。

基本目標2-1事業No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」について、指標は「地域における就学前施設間の交流会開催」で平成31年度目標は「充実」です。担当が保育所実施分と幼稚園実施分の2つに分かれておりますが、指標と目標は共通です。保育所実施分は平成29年度までB評価でしたが、平成

30年度から交流会の開催回数も大きく増えていることから充実を図れたということでA評価となっています。幼稚園での実施分についても昨年度より回数が増えており、平成29年度に続きA評価です。

続いて、基本目標2-1、事業No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」について、指標は「就学前施設における合同研修会の参加者数」で、「年間407人」の目標を設定しています。こちらも、担当が保育所実施分と幼稚園実施分の2つに分かれておりますが、指標と目標は共通です。保育所実施分では、平成29年度までB評価でしたが、新たにキャリアアップ研修を実施して保育の質の向上に努め、年間で合計延べ1,600人以上が参加しており、幼稚園実施分と合わせて目標人数を大きく上回っているためA評価としています。

資料3-2の4年間の総括評価をご覧ください。各事業の平成27年度から平成30年度までの評価の変遷が分かるように並べて記載し、一番右の列に4年間の総括として検証・分析をしております。

資料3-1でご紹介した1ページ目に記載している両事業は、平成30年度でB評価からA評価になり事業の推進が認められます。また、3ページ目の基本目標3-2、事業No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」では、子育て推進課担当分の「子ども向けの防犯啓発リーフレット発行」の事業が平成27年度はC評価でしたが、平成29年4月にリーフレットを発行した後、毎年5歳児に配布しているほか、防犯訓練や災害訓練の実施等により子どもたちの安全意識を高める啓発を継続して行っています。

以上、6つの重点事業に対する8つの評価指標のうち、平成30年度はA評価、B評価がそれぞれ4事業となっており、4年間で評価が下がった事業はございません。A評価の事業は高い水準を維持し、残りの事業についても目標達成に向け、取組を進めていきます。

事務局から、第4章の重点事業の実績評価及び4年間の総括の説明については以上です。

(事務局田中) 子育て推進課の田中です。私からは第5章に記載しています教育・保育の評価について説明をさせていただきます。

それでは、資料4-1「教育・保育の評価基準」をご覧ください。まず、教育・保育の評価につきましても、資料2「地域子ども・子育て支援事業 評価基準表」の第5章の評価基準の考え方に準じた評価基準を適用するものとしております。そこで1ページでは、①から③までで評価基準の説明を記載しております。

①では、芦屋市に在住し、確認を受けない幼稚園、つまり従来型の幼稚園を利用する子どもの人数や、3歳児からの教育希望はあるものの教育・保育施設を利用しておられない方々の人数につきましても実数の把握ができないため、教育希望の「実際のニーズ量」を把握できない旨を記載させていただいております。

②でございますが、①の理由から、評価においては「提供量(計画上の数値)」、「提供量(実績値)」、「ニーズ量の見込み」の3つの要素を比較し、評価することとしています。

以上のことから、③の表でA・B・C評価をまとめておりますが、A評価は、実績値が、計画上の数値及びニーズ量以上になっているもの、B評価は、実績値が、計画値又はニーズ量のいずれか以上になっているもの、C評価は、実績値が、計画値及びニーズ量のいずれも下回っているものです。

なお、この評価基準につきましては、平成28年度の子ども・子育て会議で計

画の初年度にあたります平成27年度の評価をしたものから変更はしておりませんので、従前と同様の評価基準というご理解をお願いいたします。

資料2ページから順番に4つの表（市全域・山手圏域・精道圏域・潮見圏域）をお示しし、それぞれの表のうち文字と数字に網掛けをしている4行部分が、平成30年度評価のために追加した行で、一番下の行は「検証・分析」欄として、前年度比較と4年間の取組についてコメントを付記しています。

さて、先程、評価基準の説明をさせていただきましたが、網掛けしている4行のうち、真ん中の2行がゼロ以上になっているかどうかで、A・B・Cの評価を確認することができます。そのため、ニーズ量の見込みを①、提供量（計画上の数値）を②、提供量（実績値）を③としまして、網掛けしている4行のうちの真ん中の2行で、それらの差引きをお示しするような資料を作成させていただきました。

まずは、網掛けしております一番上の行の括弧内の数値について説明をさせていただきます。これは、③にあたる提供量（実績値）を平成29年度と比較することで提供量がどれだけ増減したかを明示しており、プラスの数値は提供量が増加したもの、マイナスの数値は提供量が減少したもの、ゼロの数値は提供量の増減がなかったものです。

次に、一番下の検証・分析欄の記載内容を紹介させていただきます。

市全域としましては、前年度比較として、幼保連携型認定こども園2園及び小規模保育事業所1園の開園並びに認可保育所の定員変更により、すべての区分において提供量を増加させることができましたが、評価については、前年度から変更になったものはございません。

また、4年間の取組については、認定こども園3園及び小規模保育事業所6園を整備したことに加え、認可保育所の定員変更により、待機児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできました。3号の0歳についてはA評価とすることができたものの、1号の3歳、2号及び3号の1・2歳については、施設整備が計画どおりには進まなかったため、C評価となっています。また、1号の4歳以上については、ニーズ量の見込みを上回る提供量（実績値）は確保できており、B評価にできています。

今後も、認定こども園の整備等により、待機児童の解消、3歳児の教育ニーズといった教育・保育ニーズに対応していく必要があると考えます。

3ページから5ページは山手圏域・精道圏域・潮見圏域についても同様に評価をしておりますが、本日は時間の都合上説明を割愛させていただきます。

資料4-1について、私からの説明は以上です

（事務局井上） 続きまして、私からは計画書の84ページ以降の地域子ども・子育て支援事業の実績評価について説明します。資料2の評価基準表と資料4-2「第5章 地域子ども・子育て支援事業実績評価」、資料4-3「第5章 地域子ども・子育て支援事業4年間総括」をお手元にご用意ください。

国が全国共通で目標を設定して取り組むよう指定している、地域子ども・子育て支援事業について、資料2の中段に記載しております第5章部分の基準で評価いただきます。資料中の文言説明ですが、資料4-2の表中の左から6列目の「平成30年度目標」欄の値は、計画書の各事業の「提供量」に該当し、「実際のニーズ量」の値は、主に事業の利用希望者で、サービスを利用した方やサービスを利用できずに待機となった方などの総数です。

「平成30年度実績」の「達成の有無」の値は、指標に対する実績値を表し、その下に、計画上の目標値と実績値及び実際のニーズ量と実績値を比較した場合の達成・未達成をそれぞれ記号で表しています。本日は第4章の重点事業と同様に、時間の都合上、平成30年度実績である資料4-2と、4年間の総括評価である資料4-3を併せて主に昨年度から変化があった事業を抜粋してご報告します。

改めて資料4-2をご覧ください。こちらは平成30年度の評価を記載し、検証と分析を行っておりますが、後の協議において皆様に評価を確定いただきます。昨年度から評価が変わっている事業は、3つございます。

1つ目は1ページ目のNo.1「時間外保育事業」で、指標は「利用人数」で目標は「596人」です。実施園が1園増加し、目標のニーズ量も実際のニーズ量も両方達成しましたので、平成30年度にA評価に上がっています。

2つ目は、No.2「放課後児童健全育成事業」の下段の高学年の評価です。指標は「利用人数」で目標の「72人」に対して、実際は36人でした。また、4月1日時点で35人の待機児童がいたため、ニーズ量は実際の利用人数と待機児童数を合わせた71人となり、目標も実際のニーズ量も満たさなかったため、C評価となっています。

3つ目は、5ページのNo.9「利用者支援事業」の下段の母子保健型の評価です。平成29年度から新規で実施しており、昨年度は指標の設定が無いため評価しておりませんでした。平成30年度に新たに保健福祉センターにおいて子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援に努めており、昨年度に比べて事業の推進が来ているということでB評価としております。

続いて、資料4-3の4年間の総括評価をご覧ください。資料4-2でご紹介した事業の他、1ページの事業No.4の「地域子育て支援拠点事業」について、平成29年度まで拠点としては、子育てセンターの「むくむく」1か所でしたが、平成30年度から新たにしおさいこども園と浜風あすのこども園で拠点が2か所開設され、利用者延べ人数が増加していることから、目標値には達していませんが、事業の推進が認められます。

続いて、2ページの事業No.6「保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業」ですが、ここで資料4-2の4ページのNo.6の部分で1点訂正がございます。上段の保育所等での一時預かりについて、右から4列目の「達成の有無」の欄に「2, 332人」とありますが、利用延べ人数である「1, 958人」の誤りですので訂正をお願いします。申し訳ございません。改めて、資料4-3の2ページNo.6をご覧ください。こちらの事業については、元々の計画値のニーズ量が大きいいことに加え、毎年、待機者が出ていることから、4年間通してC評価となっていますが、利用のニーズ量としては減少傾向が見込まれています。下段のファミリー・サポート・センターについては、利用延べ人数が減少しているものの、会員数は昨年度に比べて増加しています。

同じく、2ページの事業No.7「病児保育事業」については、平成30年度から新たに当日利用の受付を開始したことで利用者数が大幅に増加しています。

以上、資料4-2の14の事業に対する18の評価指標のうち、平成30年度はA評価が4事業、B評価が12事業、C評価が2事業となっております。

大変長くなりましたが、事務局から、第5章の地域子ども・子育て支援事業の

実績評価及び4年間の総括の説明については以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。基本的には第4章、5章の事業を評価基準どおりに当てはめて評価しているということで、本日委員の皆様で協議いただき、評価を確定することとなっておりますが、先ほどの説明について何かご意見やご質問などはありませんか。

(西村副会長) 質問ではなく意見として述べさせていただきます。資料3-2、3-3、4-2、4-3にありますように、ABC評価だけではなく質的評価も入れてくださっていることが大きな前進だと思いますが、検証・分析欄は、数字だけでは見えなかったところを見ていこうという意図で入れていますので、単に「良かった」という評価ではなく、「数字ではこうだったが、こういうところに課題がある」といったような次の課題を見つけるための評価欄にしていきたいです。もちろん推進できたことは良かったと思うし、そこには尊い取組があり、それは誰も否定するものではありませんが、この質的評価欄では課題を見出せるような記述を入れていただければもっと物事が具体的に進んでいくのではないかと考えました。

(寺見会長) ありがとうございます。確かにPDCAにおいて、次の課題をどのように考えるか、次の計画にどう活かしていくかを考える点で重要な視点だと思います。

(極楽地委員) 西村副会長がおっしゃられたように、良いところがたくさんあり、日々感謝しておりますが、保護者代表として、やはり皆様の不安なお声が多くございます。評価では良かった点と実績値が必要だと思いますが、実際に不安なお声をどう拾っていただけるかということで、それは対話であったりコミュニケーションであったりすると思います。保護者として、直接そういったことを伝える場がなかなか無いという現状です。色々な会合に行くのも勇気があるという声も聞いており、一般の保護者の皆様にとっては、発言するのが難しいという思いがあります。地域の自治会の皆様やPTA、学校の先生方へお伝えし、色々な部署の方が対応いただいているので感謝しているのですが、その取組をどう繋げていくかというところが、もう一步先の課題ではないかと考えます。次をどうコーディネートしていくか、横に繋げて芦屋市ならではの子育てにどのようにして繋げるかというところだと思います。地域と行政と保護者が思っていることを伝え合える、寄り添い合えるということが理想的かと思いますが、その場がなかなか無いというお声があります。

現在、精道こども園が開園し、今まで保育所や幼稚園で良い教育をしていただいていた保護者は感謝していますが、それがなくなるのではないかと不安の声がたくさんあります。認定こども園になったことで精道幼稚園に行っていた保護者の方は、急に変わってしまったので少し抵抗があるというご意見をPTAにいただいております。放課後児童健全育成事業についても、民間と公営が4校ずつあり、内容が異なるということの不安や、連携が上手くいっているのかという不安、小1の壁というところで、留守家庭児童会が8時半からの開級で、働く親としては、出勤する1時間はどうするかという問題もありますので、市としてもう一步先の対応をご検討いただければと思います。わがままなことばかり申し上げますが、子どもたちの安全・安心が一番であり、芦屋市の教育が素晴らしいことを実感しておりますので、それを民間に委託された場合でもいかに引き継いでいただけるかというところを検討いただきたいと思います。

(友廣委員) 資料1の5ページNo.9の留守家庭児童会の減免について、記載が留守家庭児童会に限定されていますので、公設公営の部分だけだと思いますが、民間の学童については減免が無いということで、ずっとこのままで、今後もし民間が入っても、補助は無いとするお考えなのか教えてください。

(近田課長) 資料1の記載内容につきましては、留守家庭児童会、現在は放課後児童クラブとなっておりますが、市が運営する部分の減免に関する内容ですので、民間につきましては民間の対応となります。減免の希望についてはお聞きしていますので、理事長なり担当者へ申し伝えておりますが、実施についてはあくまでも民間の判断となります。

(友廣委員) お願いすることしかできませんが、放課後児童健全育成事業として実施していて、民間か公設公営かの違いだけであって、そこで制度に違いがあるのはどうかと思いますので、減免に関しては実施していただきたいです。

(寺見会長) ありがとうございます。西村副会長や極楽地委員、友廣委員がおっしゃったことは共通している部分があります。今回の評価結果から、質的部分において課題を挙げていき、これらの評価を基にどのように施策に活かすかということところです。

では、第4章の重点事業と第5章の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての評価は協議のとおりで確定させていただいてよろしいでしょうか。

【全員同意】

<内容2> 第2期子育て未来応援プラン「あしや」策定について

(寺見会長) それでは、次第2「第2期計画の骨子案について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局高松) 事務局の高松です。私からは第2期計画の骨子案について説明します。それでは、資料5-1「第2期 子育て未来応援プラン「あしや」の第1章スキーム」と資料5-2「第2期 子ども・子育てを取り巻く現状」と資料5-3「第2期 子育て未来応援プラン「あしや」の第3章スキーム」をお手元にご用意ください。

まず、資料5-1は、第2期計画の第1章部分の骨子をA3サイズの1枚で表し、第1期計画と異なる部分を赤字にしております。そして、資料5-2は第2章に当たる部分で、子育てを取り巻く現状として、統計資料や子育て関連事業の実施状況について掲載していますが、本日は時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

続いて、資料5-3が第3章部分の骨子で、こちらも第1期計画と異なる部分を赤字にしております。本日は資料5-1と資料5-3の赤字部分を中心に説明します。

それでは、資料5-1をご覧ください。項番1~3の見出しは第1期計画と同じですが、項番1「計画策定の趣旨」の(1)~(3)について、第1期計画では、計画書の1ページ目に計画策定の趣旨をまとめておりますが、記載内容を分かりやすくするため、「社会動向」、「国の動向」、「芦屋市の動向・取り組み」を明示して記載しています。「(1)社会動向」について、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、虐待、子どもの貧困等の社会

動向を盛り込んでいます。また、「(2) 国の動向」の前段は、第1期計画とほぼ同一の内容です。第2段落では、子育て安心プランの公表により、令和2年度末までに待機児童を解消するとともに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされている旨を記載し、続く第3段落では、新・放課後子ども総合プランの策定により、令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消するための受け皿を整備することとされている旨を記載しています。次に、「(3) 芦屋市の動向・取り組み」については、これまでの本市での計画の策定経過を示し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として第2期計画を策定する旨を記載しています。

項番2「計画の位置付けと期間」については、第1期と大きく変わりはございませんが、「(1) 計画の位置付け」の中で、第1期計画と同様に次世代育成支援対策推進行動計画を包含することに加え、新たに子どもの貧困対策に関する計画についても、考えや取組を包含して総合的に事業を推進していくこととしています。

資料右側の項番3「計画の策定体制」では、昨年度実施したアンケート調査等について記載しています。

続いて、資料5-3をご覧ください。こちらは第3章部分の骨子です。こちらでも項番1~3の見出しは、第1期計画と同じです。それでは、第1期計画との変更点を順にご説明します。

まず1点目として、項番1「基本理念」の第4段落の2行目に新たに“地域全体で”という文言を入れております。こちらは、委員の皆様からいただいた計画の基本理念・基本的視点・基本目標に対するご意見のうち、「みんなで心を寄せ合って、子どもたちの成長を見守っていききたい」というご意見を反映させていただいたものです。

2点目としまして、項番2「基本的な視点」の「(3) 地域での支え合いの視点」において、最終行で“自らかかわること”という文言を追加しています。こちらでも「家庭・学校園・地域の三者が支え合い、主体的に関わる観点が必要ではないか」という委員のご意見を反映したものです。さらに、3点目としまして、「(4) 子育て環境の充実の視点」において、妊娠・出産の後ろに“子育てを切れ目なく支援できるよう”という文言を追加するとともに、委員意見を反映し、芦屋らしさを出すために、第2段落の“また、”という部分を追加しております。

続いて、項番3の「基本目標」については、3か所変更点がございます。

1点目は、基本目標1の施策の方向「④親と子の健康づくりの推進」です。第1期計画では「親と子どもの健康の確保」でしたが、昨年度、健康課で策定された第3次芦屋市健康増進・食育推進計画において示されている基本目標の表現と整合を図るように変更しております。

2点目は、基本目標3の赤字部分です。施策の方向に新たに「③児童虐待防止対策の推進」を追加したことに関連して、地域全体で子どもを見守り、居場所づくりに取り組むことについて記載しています。この③の児童虐待に関する項目は、第1期計画書上は、基本目標1の⑥に「要保護児童への支援」として含めておりましたが、平成31年3月に国から、児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化対策を迅速かつ強力に推進すると示されたこともあり、家庭だけではなく、すべての子どもを地域全体で育てるという観点に立ち、今回、基本目標1から3へ移動させております。

以上が第1期計画書からの変更点です。第1回会議後に、今申し上げた事柄以外にも、アンケート調査の回答率や結果報告書の分量等についてご意見をいただいております。回答率が第1期計画を下回った点については、設問数が多かったことや、収入に関する設問もあったことなどが要因の一つとして考えられます。出来る限り多くの方に回答いただけるよう、調査期間を延長したり、子育てアプリで配信して協力を呼び掛けて周知に努めた結果ではございますが、回答率につきましては、他部署で実施しているアンケート調査におきましても同等の割合であり、統計学的に問題ございません。また、報告書の分量は設問数や種類が多いため、どうしても大きくなってはおりますが、出来る限り簡潔に要点をまとめておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、長くなりましたが事務局から資料の説明は以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問などがあればお願いします。

(高橋委員) 基本理念、視点、目標は大事だと思います。芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>計画と見比べておきますと、基本目標3の中に、まず「豊かな心」という言葉がありますが、「健やかな発達」という言葉に変えられて、「発達」の中に「豊かな心」というニュアンスを含められたのかと思いますが、今だからここの「豊かな心」という言葉を基本目標2の「子どもの健やかな発達」に変わっているところへ入れていただきたいです。

もう1点は、同じく基本目標3の方向性として、(1)次代の親の育成、(2)家庭の教育力の向上という言葉は明確に入れていたのですが、今回は省かれていて、何となく全体を通してそういった内容は含まれているかと思いますが、やはり家庭も自分達で努力して欲しいという意味合いを持たせるためには、「家庭の教育力の向上」も大事であるということ言葉を挙げていただいた方が良いのではないかと思います。

それから、資料5-3の項番2の基本的な視点の(3)地域での支え合いの視点というところで、先ほどの説明で「自らかかわること」という文言を新たに入れていただき、主体的に関わるという意味合いを含めていると思いますが、やはり、現代は与えられることに慣れてしまっている部分があると思いますので、自分たちで主体的に取り組むことも大切なのだという視点を基本目標の中に入れていただきたいと思います。

(寺見会長) ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局廣瀬) 高橋委員がおっしゃったのは、子育て未来応援プラン「あしや」の前計画である芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>の目標ですが、この前計画を包含して、平成27年度から子育て未来応援プラン「あしや」という第1期計画を策定した経緯がございます。平成26年度に策定している中で、どこまでを第1期の計画に含めるかという論議がございました。先程、事務局から説明いたしましたとおり、第2期計画の策定に当たり、今回の資料では第1期計画からの変更点を赤字で示しております。基本目標については第1期計画の時点で変更している部分ですので、赤字表記にはしておりませんが、委員がおっしゃったような「家庭の教育力の向上」であるとか、そういったご意見を基本目標の下に続く内容の検討の際に、入れられるものがないか考えてまいりたいと思います。

(高橋委員) 資料5-3の4つの基本目標が重要となると思います。「健やかな発達」と

という言葉があり、「発達」の中に心も身体も含んでいるかと思いますが、やはり「豊かな心とからだ」と部分が入っていればいいなと思います。それから、家庭での教育の大切さとして、どれほどたくさんのサービスが生まれても、家庭には家庭でしかできない教育があるのだということを含めていただければ嬉しいです。

(寺見会長) 基本目標2に含めてもらいたいということですか。

(高橋委員) 基本目標2はどちらかというと、就学前の教育ですか、小学校への接続という内容になっていますので、もちろん他の基本目標でも構いません。

(寺見会長) ちなみに、基本目標2の「健やかな発達」と基本目標3の「子どもの育ち」のように「発達」と「育ち」の両方の言葉が使われていますが、これは意図的に使い分けされているのでしょうか。

(事務局廣瀬) 基本的に黒字部分は第1期計画を踏襲しておりますが、どの言葉を用いるのがよいか検討していきたいと思います。

(寺見会長) このままでもよいですが、私の感覚としては「発達」と「育ち」は意味が違います。「育ち」は範囲が広いのに対して、「発達」は心と体が含まれているだけでなく、人間の総合的な関係性みたいなものも含まれるかと思います。

(加納委員) 元民生児童員という立場で申し上げます。高橋委員がおっしゃった豊かな心や家庭教育というのは本当に大事です。全国的に11月は児童虐待防止強化月間と決められています。安倍首相もオレンジリボンのバッジを付けてくださっています。この時代の課題としては、やはり親教育というのが挙げられます。要保護児童対策地域協議会という個々のケースについて協議する機関が整っていない地域もあるくらい、児童虐待も多様化し、支援の状態もバラバラです。全国でも児童虐待の事件が起きて話題になり、一体誰がどこでどのように対応していけばよいのか分からないのが現状です。そこで考えると、根本的には豊かな心と家庭教育というのが抜けている部分と言いますか、一人ひとりの子どもを大切に思うならば、今後もっと豊かな心と家庭教育に力を注いで親ももっと成長してほしいと考えますので、豊かな心と家庭教育を入れてほしいと思います。児童虐待防止という言葉を入れてくださっているのはとてもありがたいです。児童虐待のケースは複雑多様化しており、芦屋市は大丈夫という状況ではなく、深く重いケースが増えておりますので、教育委員会と地域と社会福祉協議会が色々連携しながら努力している事実がございますので、そこに触れていただきたいというお願いです。

(事務局廣瀬) ありがとうございます。児童虐待については民生児童委員の方々を始め、地域の皆様に日々見守りをさせていただいております、本当に感謝しているところでございます。基本理念の中で、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下」という文言を入れておりますとおり、保護者に第一義的な責任があるということを明示しておりますが、加納委員がおっしゃったことを踏まえまして、もう少し他に含まれる表現がないか事務局で検討させていただきたいと思います。

(寺見会長) 本当に難しいところで、家庭教育を考えるに当たって、家庭そのもののあり方が社会的に変容してしまっていますので、それをもって家庭教育をどう考えるかということが非常に重要です。また行政的な施策を家庭教育の中にどう投入していくかという難しい問題があります。

(加納委員) 今「家庭教育」という言葉自体があまり使われませんよね。

(寺見会長) とても重要なことで、行政がどこまで家庭に介入していくかという部分もありますので、丁寧に考えていかないといけないと思います。そういったことを踏まえて事務局で再考いただければと思います。

(北尾委員) 資料5-3の項番2の基本的な視点(4)の赤字部分で、「芦屋らしい個性と魅力を子ども達に伝え、」とあり、「芦屋らしい個性」の中身というのが分かるような気もするのですが、その方の取りようで、これが本市の素晴らしいところだと思う部分を伝えていこうという捉え方でよいのか、具体的な考えを持たれてこの言葉を使われているのかという点について意見を出された方に伺いたいです。

(事務局廣瀬) 第1回会議で、芦屋は本当に自然が豊かで歴史も文化もある地域ですので、そういった内容を含められないかというご意見があり、事務局内で検討して表現させていただいたのですが、少し捉え方が難しかったり迷ってしまったりするようなどころがありましたら、何かご意見いただければと思います。

(寺見会長) 確かに抽象的な表現ではありますので、他の委員の方も何かご意見はございませんか。今ご意見が出ないようでしたら、検討課題として、事務局と意見を出された方とで調整していただければと思います。

(極楽地委員) 高橋委員と加納委員がおっしゃられたことに私も賛同です。PTAでも家庭教育ということを大事にしようと周知しております。行政の皆様にも色々なサービスを提供していただくことが当たり前になってしまっている部分がありますので、もう一度、原点回帰ということでも当たり前のことが当たり前ではないということもPTA内で周知しております。今度全国のPTAの大会がありますので、そこでもいかに子育てを保護者が第一となって行うか、そしてそれを地域の方、行政の方に見守っていただくかということも大前提に考えております。

先程の説明にありましたアンケートについて、学校での保護者向けのアンケートの回収率も50%前後です。半数の方は子どもに関心があり、それ以外の方はお忙しいといった事情もあるかと思いますが、一番は関心がないということがあり、自分達が主体となって考えられていないというところが問題だと思っております。それをどうしていくかという点で、やはり、対話、コミュニケーション、豊かな心、情緒という部分だと思います。芦屋ならではということでは、情緒の部分で、市外に出て仕事をしていると打たれてしまうこともあるかと思いますが、芦屋市出身者として、雑草魂や打たれ強さといった部分を兼ね備えてほしいと思っております。豊かな心と強い心が芦屋ならではであってほしいと思えます。子どもたちも甘えずに強く育ててほしいという思いがありますので、成人して芦屋市外に出て働いて、家庭を持って子どもを持ってということまで考えた計画を立ててほしいと思えます。またアンケート回収率50%をどう上げていくかという問題がありますが、例えばウェブやスマホで回答できるような電子媒体と紙媒体とを併用していただければ保護者が助かるのではないかと考えます。

(寺見会長) 色々ご意見いただきありがとうございます。事務局が皆さんから出してくださった意見を勘案して検討してくださると思いますが、本日の会議の主旨は、このスキームについてご意見をいただくというものですので、この形でまとめていくことについて、皆様の了解をいただけるかというものです。政策を落とし込んでいく土台として、この策定の主旨、位置付けと期間、策定体制、基本理念、基本的な視点、基本目標をこのような形で作っていくことについてよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

(寺見会長) それでは、続いて事務局から資料6-1以降の説明をお願いします。

(事務局高松) 続きまして、ここからはアンケート結果に基づいて算出された第2期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について説明いたします。まず、私からは量の見込みと確保方策を検討するに当たっての各事業の圏域の考え方について5分程度で説明させていただきます。それでは、資料6-1「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方」をお手元にご用意ください。

こちらは、第1期計画書70ページの表を基に作成しており、異なる部分を赤字で示しています。まず、教育・保育の量の見込みについては、現行と変更はございません。第1期計画書の69ページをご覧ください。幼稚園や保育所等の整備を行っていくに当たり、北から山手圏域、精道圏域、潮見圏域の3つの中学校区を基本として実施していきます。

続いて、地域子ども・子育て支援事業についても、現行と同様としておりますが、変更点を説明いたします。まず、事業名の横の括弧書きの番号につきまして、現行は(1)～(12)までとなっておりますが、子ども・子育て支援法第59条において規定されている、いわゆる「13事業」と呼ばれるこれらの事業について、(5)(6)の幼稚園とそれ以外の2つに分かれる一時預かり事業を1つの事業と捉え、資料6-1では(5-1)と(5-2)の枝番で表記しています。さらに、事業名について、一見して内容が分かりにくいと思われるものの後ろに、一般的に本市で使用している呼称を括弧書きで追記しています。

内容の変更点としましては、(8)利用者支援事業について、平成30年度から保健福祉センターにおいて子育て世代包括支援センターを開設していることから、継続して実施している子育て推進課窓口の「保育コンシェルジュ」と併せて、市全域の子育て支援情報の提供や相談を実施していく旨の記載としております。

また、(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業と(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、第1期計画策定時は新規事業という取扱いで欄外に記載しておりましたが、第2期計画から、いずれも市全域で推進していく事業として表内に含めております。

私から、資料6-1の説明は以上です。

(事務局田中) 続いて、私からは第2期計画の量の見込みの算出の考え方と、教育・保育の量の見込みについて説明をさせていただきます。15分程度を予定していますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料6-2「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方」をご覧ください。

昨年度に実施しましたアンケート調査に基づき1ページの(1)・(2)の2つの表に記載しております事業等について、令和2年度から令和6年度においてどの程度のニーズ量が見込まれるのかを算出しております。1ページでは、項番1として「量の見込みの算出項目」を紹介し、2ページでは、項番2として「量の見込みの算出の流れ」を紹介しております。

では、1ページの2つの表から説明をさせていただきます。まず、上段の(1)教育・保育についての表ですが、左から3行目に「量の見込みの算出項目」を記

載しており、これらは全て第1期計画と同様の6つの区分の量の見込みとなっております。1号認定については3歳と4歳以上、2号認定については教育希望が強いとそれ以外、3号認定については0歳と1・2歳という区分です。

次に、下段の(2)地域子ども・子育て支援事業についての表ですが、地域子ども・子育て支援事業の13の事業のうち、アンケート調査から量の見込みを算出する7つの事業を表に記載しております。そのため、残りの6つの事業については、表外の※印に記載のとおり、アンケート調査に基づき量を見込むのではなく、本市の実情を踏まえ量を見込むなどとしており、この点は、第1期計画と同様となっております。

資料の2ページ目に、国が示す全国共通の量の見込みの算出の流れを(1)から(5)までにお示ししておりますので、順に説明させていただきます。なお、ここでは算出の流れを分かりやすくお伝えするという観点から、数値は仮の値を記載しておりますこと、ご留意をいただきますようお願いいたします。

まず、「(1) 家庭類型の割合の算出」ですが、保護者の現在の就労状況だけでなく、今後の就労意向を踏まえ、表に記載のとおりAからFまでの8つの家庭類型に分類し、それぞれの家庭類型に該当する人数が回答者に占める割合を算出いたします。参考までに、一番右の列にイメージをお示しするため、「①家庭類型の割合」の数値を例示しておりますが、あくまで仮の数値である旨ご注意ください。

次に、「(2) 人口推計の算出」ですが、資料6-3でお示しをさせていただきますので、資料6-3「第2期計画 人口推計値」をご覧ください。

中央の点線より左側は直近5年間の年度当初の0歳から11歳の人口実績を示しており、点線より右側は令和2年度から令和6年度までの人口推計値を記載したもので、今後も子どもの人口は減少していく推計結果になっております。なお、こちらの人口推計値は、第5次芦屋市総合計画の策定所管課より、現在最終調整中の数値を情報提供いただいておりますので、今後若干の数値変動の可能性がありますことご容赦ください。この資料の説明は以上ですので、資料6-2の2ページにお戻りください。

「(3) 家庭類型別児童数の算出」ですが、人口推計値に、家庭類型の割合を乗じて、家庭類型別の児童数を算出いたします。仮に、人口推計値が1,000人の場合、上の表の一番右の列の「①家庭類型の割合」を乗じて、家庭類型別児童数を算出する流れをお示ししております。重ねて申し上げますが、これらの数値(人数及び割合)も全て仮の数値を記載しております。

次に、「(4) ニーズ量の算出」ですが、教育・保育や13事業のそれぞれで対象となる家庭類型や年齢が異なりますので、それぞれどれだけの利用意向があるのかという割合をアンケート調査から算出し、その割合を、(3)で算出した家庭類型別の児童数に乘じ、ニーズ量を算出する流れをお示ししています。ここでは1号認定子どもの算出の流れを例示しております。

最後に、「(5) その他」ですが、以上のように算出されたニーズ量の見込みに関して、事業によっては現状と乖離するような数値が算出されることもございますので、補正を行い、ニーズ量を確定させる作業を行いました。この資料の説明は以上です。

続いて、教育・保育の量の見込みについて説明をさせていただきます。資料6-4「第2期計画 教育・保育の量の見込みについて」をご覧ください。

まず、1 ページですが、就学前児童人口と需要率の推移として中央の点線を境界に左側に直近5年間の年度当初の0歳、1・2歳及び3～5歳の人口を棒グラフで、幼稚園需要率と保育需要率を折れ線グラフで表示しております。

一方、点線の右側では第2期計画の事業期間である令和2年度から令和6年度までの就学前児童人口の推計値を棒グラフで、今回算出した1号認定のニーズ量の見込みの割合と、2号及び3号認定のニーズ量の見込みの割合を折れ線グラフで表示しております。なお、この資料の4ページまで、中央の点線を境界として、左側に直近5年間の実績を、右側に今後5年間の見込みを表示する構成としております。

ご覧のとおり、全体傾向としては、人口は減少する中、幼稚園需要率は概ね横ばい、保育需要率は増加傾向となっております。

続きまして、それぞれの認定区分ごとのニーズ量の見込みを説明させていただきます。2ページをご覧ください。こちらは1号認定子どもについてです。タイトルの真下に「■ニーズ量の見込みの確定にあたって」と記載をしております。1号認定子どもについては、アンケート調査から算出されたニーズ量の見込みのまま、何ら補正をしておりますので、「特筆すべき事項なし」としております。令和2年度の1,045人分のニーズ量が、令和6年度に向けて947人分へと減少するニーズ量を見込んでおります。

3ページをご覧ください。こちらは2号認定子どもについてです。こちらのニーズ量の見込みの確定にあたっては、2点の補正を行いましたので説明をさせていただきます。タイトルの真下のアとイをご覧ください。まず一点目ですがアに記載をしておりますように、2歳児の量の見込みが、3歳児以上(2号認定子ども)に持ち上がりが可能となるよう設定しました。なお、括弧内の※印に記載のとおり、この補正は、第1期計画について中間年の見直しを行った内容を反映させたものです。二点目ですが、イに記載をしておりますように、直近5年間の傾向を踏まえ、令和2年度から令和6年度に向けて、量の見込みが増加するように設定しました。このことから、令和2年度の920人分のニーズ量が、令和6年度に向けて970人分へと増加するニーズ量を見込んでおります。

4ページをご覧ください。こちらは3号認定子どもについてです。こちらのニーズ量の見込みの確定にあたっては、2点の補正を行いました。まず一点目ですが、0歳のニーズ量については、母親の就労状況で、産休・育休・介護休業中の者の利用希望を除くという第1期計画においても行った補正をしております。二点目ですが、2号認定と同様に令和2年度から令和6年度に向けて、量の見込みが増加するように設定しました。このことから、令和2年度の757人分のニーズ量が、令和6年度に向けて879人分へと増加するニーズ量を見込んでおります。

5ページをご覧ください。ここまで、ニーズ量の見込みについてお話ししましたが、そのニーズ量に対して、現状でどれぐらいの確保方策が予定されているのかを5ページの令和2年度から順に、9ページの令和6年度まででお示ししております。そのため、この資料は、現時点での「市立幼稚園・保育所のあり方」の内容や企業主導型保育施設の地域枠等を確保方策に計上したものであり、次回の子ども・子育て会議にて改めて確保方策案を提示させていただく予定をしておりますこと、予めご理解ください。また、市立幼稚園での3歳児保育の実施については、現在令和3年4月から1園での試験的实施に向け、調整して

おり、実施する圏域及び定員数等が未定のため未計上としておりますので、併せてご理解くださいますようお願いいたします。

この資料の見方ですが、各ページには4つの表を記載しており、左上が市全域、左下が山手圏域、右上が精道圏域、右下が潮見圏域となっています。それぞれの表の一番下にニーズ量と確保方策の「過不足(②-①)」欄を設け、ここの数値の最初に「▲」がついていれば、確保方策が不足しているということです。逆に、数値に「▲」がついていなければ、ニーズ量を充足する確保方策が予定されているということになります。5ページの左上の表の市全域をご覧いただきたいのですが、つまり、令和2年度の段階では、確保方策が不足している区分は、1号認定の3歳、2号認定及び3号認定の1・2歳ということです。逆に、確保方策が充足している区分は、1号の4歳以上及び3号の0歳という見方になります。

6ページから8ページまでの説明は割愛しますが、9ページをご覧ください。こちらのページが第2期計画最終年度の令和6年度の状態です。左上の表の市全域の、一番下の行の「過不足(②-①)」欄に記載のとおり、現状の「市立幼稚園・保育所のあり方」でお示ししている確保方策だけでは、2号と3号の1・2歳でニーズ量を充足するだけの確保方策が講じられていない状況となることがお分かりいただけるかと存じます。この点につきましては、今回の会議にて確保方策の案をお示しさせていただき協議いただく予定をしておりますこと、重ねてお知らせさせていただきます。

私からの説明は以上です。

(事務局高松) 続きまして、私からは資料6-5『地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」』について10分程度で説明いたします。

こちらの13事業は、資料6-1でお示ししている圏域の考え方の各事業の番号と同一番号を付番しております。資料の構成としまして、各事業内容の下に、平成26年度から平成30年度までの5年間の実施状況の表と、令和2年度以降の量の見込みの確定にあたっての考え方と結果を掲載しています。本日は、量の見込み(ニーズ量)のみお示しすることとし、5年間でニーズ量に対してどのように対応していくか、という確保方策は現在所管課と協議中ですので、今回の会議でお示しさせていただきます。それでは、(1)から順にご報告します。

(1) 時間外保育事業は、通常の保育時間を越えて保育を必要とする場合の延長保育です。18時以降も利用したいと希望している方のニーズ量ですが、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえると回答している人は除いております。

今後5年間で上昇していく見込みである保育ニーズに連動する形で、令和6年度に向けてニーズ量が上昇しています。

(2) 放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等のため、放課後、家庭において保護育成を必要とする小学生の健全育成を図るための事業です。国において、可能な限り学年ごとのニーズ量を示すよう指示がありましたので、アンケート結果から算出された低学年と高学年のニーズ量に対して、直近7月の放課後児童クラブの加入状況の学年別構成割合を乗じて学年ごとのニーズ量を算出しており、令和2年度以降は人口減少の影響はありつつも、ほぼ横ばい傾向となる見込みです。

(3) 子育て短期支援事業は、保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子ども

の養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う事業です。直近5年間の実績は年度によって増減があるものの、当該事業の年間利用上限日数は原則7日間ですが、利用意向日数において、7日間を超える回答が見られたため、直近5年間の平均延べ利用人数の実績でニーズ量を算出しております。

(4) 地域子育て支援拠点事業は、子育て支援サービスなどに関する情報提供、子育てについての相談及び助言を行うとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場を提供する事業です。対象は0～2歳児ですが、実際は0、1歳の利用者が中心です。直近の実績としましては、平成30年度に拠点が2か所増えたことにより、延べ利用者数も増加しておりますが、令和2年度以降は、人口減少に伴い、利用者数も減少傾向となる見込みです。

(5-1) 幼稚園における一時預かり事業は、園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育です。3歳と4・5歳に分けてアンケート結果からニーズ量を算出しています。第1期計画と同様に、実施状況欄に市立幼稚園の実績のみを記載していますが、私立幼稚園においても同様の預かり保育を実施しておりますので、平成27年度の評価時点から、毎年度、芦屋市内の児童が通う私立幼稚園に預かり保育の利用実績を照会して、協力いただける範囲で回答いただいております。また、平成30年度から、私立認定こども園でも実施されており、直近5年間の年間延べ利用者数の実績は年度により増減がありますが、令和2年度以降は、減少傾向となる見込みです。

(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業は、保護者の仕事、疾病、出産等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所等で児童を預かる事業です。その他、子どもの一時的な預かりの受け皿としてのファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に子どもを預かる相互援助活動です。直近5年間の実績では、両事業とも年度により延べ利用者数に変動が見られます。ニーズ量の算出に当たっては、保育所等の一時預かりについて、制度上、教育・保育施設の利用者は対象外となること及び利用日数の上限が週3回であることを踏まえて補正をしております。また、今後の利用意向を問う設問で利用意向がないと回答している人も除いております。令和2年度以降は、両事業とも人口減少に伴い、ニーズ量も減少傾向となる見込みです。

(6) 病児保育事業は、病気や病気回復期の子どもで、就労等の理由により保護者が保育できない際に、子どもを預かる事業です。直近の実績では、平成30年度から当日の利用受付を開始したことで利用人数が大幅に伸びております。ニーズ量の確定に当たっては、日常的に祖父母等の親族や知人に子どもをみてもらえる人は除いております。

就学前と小学生に分けてニーズ量を算出しておりますが、令和2年度は合わせて600人近くのニーズが見込まれ、その後減少傾向にあります。

(7) 子育て援助活動支援事業(小学生のみ)は、小学生の放課後における一時的な預かりの受け皿としての役割も担う事業です。直近の実績では、最も多い年で年間2,400人ほどが利用しておりますが、アンケート結果を基に算出した結果、令和2年度は3,500人を超えるニーズが見込まれ、その後減少傾向にあります。

ここまでがアンケート調査結果を基にニーズ量を見込むこととされている事業です。利用者支援事業以下の事業については、アンケート結果から量を見込むものではないため、実績等から推計を行っております。

(8) 利用者支援事業は、特定型と母子保健型の2種類実施しております。特定型は子育て推進課入所係にて保育コンシェルジュが必要に応じて子育て支援に関する案内やサポートを行っております。母子保健型は、保健福祉センターにおいて保健師が妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートしています。量の見込みの算出は行っておりませんが、今後も継続して、市役所と保健福祉センターの2か所で実施してまいります。

(9) 妊婦健康診査は、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方や本市へ転入された妊婦を対象に、妊婦健康診査にかかった費用を助成する事業です。ニーズ量の算出に当たっては、妊婦届出数が、妊婦健康診査の必要量と連動しているため、出生見込数に対する妊婦届出数の割合の直近年度の平均値を各年度の推計人口に乗じて算出しています。人口の減少に伴い、令和6年度に向けて減少傾向となっております。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業は、妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問による子育てなどの助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組む事業です。今後の見込みとして、人口推計値の各年度の0歳児の人口を推計値としています。人口の減少に伴い、令和6年度に向けて減少しております。

(11) 養育支援訪問事業等は、乳児家庭全戸訪問事業で判明した支援の必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業を実施し、保健師やヘルパーが訪問する事業です。各年度で利用実績の変動が大きいため、直近5年間の乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する当該事業の利用者数の割合を算出し、令和2年度以降の乳児家庭全戸訪問事業の対象見込み者数に乗じて算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業と(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、アンケート結果から量を見込むものではないことに加え、事業の性質上も量を見込むものとしてなじまないため、算出は行っておりません。今後、国の動向や本市の実情を踏まえながら実施してまいります。

長くなりましたが、事務局から、資料6-5の説明は以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問などがあればお願いします。

(友廣委員) 今回、圏域の考え方を決定するということですね。まず、放課後児童健全育成事業が3圏域と記載されていますが、元々は小学校圏域だったと思います。送迎の問題もあり、現在は小学校から出るのはよろしくないという教育委員会の方とも言っていますので、圏域を「小学校」と変えた上で、「小学校区を越える場合も検討する」といった表現に変える方が良いと思います。変えてほしいというお願いです。それから、どれも国の考え方ですが、放課後児童健全育成事業やその他の事業について、ニーズ量が減っていくというのが感覚的に間違っているのではないかと思いますので、数字の出し方を見直した方が良いと思います。

(事務局廣瀬) 放課後児童健全育成事業については、資料6-1の圏域の考え方の中で「3圏域を基本とするが、小学校区単位の実態に合わせ検討する。」としています。量の見込みの考え方につきましては、国の示すニーズ量の算定方法というものが最終的に児童の人口推計値を掛け合わせていくという手順になっておりますので、どうしても子どもの数が減っていくという推計の事実がございますので、右肩下がりになっていきます。ですが、事業の内容によって、再度ニーズ量の算定方法を見直す必要があるものについては、事務局で検討させていただきたいと考えております。

(友廣委員) 全体の人口が減るから、ニーズが減っていくという考え方が間違っているのではないかと断言しているのです。人口減少は今に始まったことではありません。では、何故減っているのに待機児童が出ているのですか。考え方自体が間違っていると思います。圏域は、是非変えてください。5年前の話ですが、元々学童保育の圏域は小学校区だったはずですが、5年前にも議論した記憶があり、3圏域に変えた記憶はないのですが、現状、教育委員会と保護者との話し合いの中で、送迎はよろしくないということになっておりますので、それなら小学校区に戻してくださいというお願いです。

(寺見会長) 友廣委員がおっしゃるとおりで、いわゆる形式的に計算することと実態とは異なる部分があります。保護者の労働状況やどのように子育てしていくか、どのようなサービスを求めるかというニーズは年次ごとで当然変わっていきます。ですので、友廣委員がおっしゃるとおり、増えていく可能性もありますので、その辺りも考慮しながら検討していくべきだと思います。それから、圏域の件については、小学校区の設定方法自体が統廃合等によって変わって来たりしますので、その部分も勘案しながら進めていただければと思います。

(西村副会長) 寺見会長も友廣委員もおっしゃったのですが、事務局の報告を聞いていて、これだけの細かな数値を算定してまとめるのは膨大な作業だったと思います。そのことはありがたいですが、国の示す算定の基準に乗っ取って算定されていると思いますが、例えば資料6-5で放課後児童健全育成事業の量の見込みを算定されていますが、資料6-4で示されている保育需要率では、人口推計値に合わせて考えていく際に、保育ニーズがどんどん上がっていき、令和2年に40.4%である需要率が2年後、3年後に小学校の放課後児童健全育成事業のニーズに移行していく訳ですよね。共働き世帯の割合をどの程度に算定されているかといったことやその前の基準値とも関連すると思いますが、令和2年度の小学1年生は令和3年度の小学2年生になっていくと考えていくと、半数の共働き世帯やひとり親世帯の割合といった世帯状況の見込みを勘案して子どもたちの学年が進んだ時の芦屋市ならではの算定式みたいなものをおかされた方が良いのではないかと思います。ですので、資料6-5の3ページの表で、令和2年度の230人が令和3年度に170人、令和4年度に144人と見込まれています。これまでの利用状況を基に算出されたのだと思いますが、家庭背景等を推定されていることを考えると、1年生で230人利用していて、その子達が2年生、3年生になった時にこのペースで減少していくのかということ、見通しの確からしさに欠けると感じます。そのような背景を勘案して、芦屋市の算定を行っていく、数式を立てて見通しを行っていく方が良いのではないかと思います。

(寺見会長) 西村委員のおっしゃるように、芦屋市方式のような形で見通しを行っていく

ということも考えられますが、今度は保護者の世代が変わると子どもの育て方そのものも変わっていく可能性がありますので、なかなか難しい部分もあるかと思えます。本日出た意見を踏まえて、第3回会議で数値の方向性を出していただくということでよろしくお願いいたします。他にも色々ご意見がおりかとは思いますが、これで終わりではございませんし、それぞれのお立場からそれぞれのご意見を出していただくことが大切だと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。では、そろそろ時間になりましたので、一旦事務局にお返しします。

(事務局廣瀬) 皆様、様々なご意見をいただきありがとうございました。

本日は時間も限られておりましたので、もし、会議後に何かお気付きの点やご意見等がございましたら、本日皆様の机の上に『第2期 子育て未来応援プラン「あしや」の策定に向けた意見シート』というA4片面1枚の用紙と返信用封筒を置かせていただいておりますので、事務局までいただければありがたいと考えております。ご提出方法はファックスまたは返信用封筒に入れて事務局までご返送ください。

今後の流れですが、第3回会議を9月19日の午前10時からこちらの東館中会議室で開催させていただく予定をしております。また後日、開催案内を郵送いたします。次回は、本日いただいた意見や内容を整理し、次回は計画書に落とし込んだ形で、第1章から第5章までをお示しすると共に、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対して、次の5年間でどのように確保していくか、という具体的な確保方策も併せてお示しいたします。それを踏まえてご意見をいただき、10月に予定しております第4回会議で子ども・子育て会議としての第2期計画の原案を確定させたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。その後、11月に推進本部幹事会・本部会を開催し、12月に市議会へ報告し、パブリックコメントを実施して策定を進めてまいります。

また、本日の議事録ですが、会議の冒頭でも申し上げましたとおり、会議の内容は全て公開です。議事録が作成でき次第、皆様にお送りします。会議から1か月以内の公開が原則ですので、議事録の確認にご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(寺見会長) ありがとうございました。

では、これを持ちまして令和元年度第2回芦屋市子ども・子育て会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。皆様、気を付けてお帰りください。

<閉会>